

<課題研究論文>

《新学習指導要領への対応—学校教育における実践的課題—》

新学習指導要領における学力観と「確かな学力」の育成

玉川大学教育学部

森山 賢一

### 1. はじめに

新学習指導要領が告示され平成21年度からの移行期を経て、平成23年度より全面実施される。この新学習指導要領の大きな特徴は、平成18年12月に約60年ぶりに改正された教育基本法、学校教育法改正等を受けた最初の学習指導要領改訂である。さらに新学習指導要領は、OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development: 経済開発協力機構) による PISA (Programme for International Student Assessment: 国際生徒学習到達度調査) や IEA (International Association for the Evaluation of Educational Achievement: 国際教育到達度評価学会) の TIMSS (Trends in International Mathematics and Science Study: 国際数学理科教育動向調査) をはじめとする国際学力調査結果を踏まえたものであり、国際化への対応、つまり国際標準への方向が示されたものである。

その上、平成19(2007)年から開始された「全国学力・学習状況調査」結果も新学習指導要領の特徴を映し出している。

以上のような背景と特徴をもった新学習指導要領であるが、我々はこの学習指導要領改訂の背景やその理念をどのように理解し、平成23年度からの全面実施に向けて、どのように受け止め、実施に移していくのであろうか。

本稿においては、学習指導の実際にかかわって学習指導要領改訂の背景、その根本理念・原理を構造的に捉え、このことを踏まえて、新しい学習指導要領が描く学習指導の方法原理について若干の考察を進めることとした。

### 2. 新学習指導要領の基調と教育基本法改正、学校教育法改正

新学習指導要領は、平成18(2006)年に改正された教育基本法ならびにそれに関連して平成19(2007)年に改正された学校教育法の内容に規定されているということである。

新学習指導要領の最初の部分には、教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）全文と学校教育法（一部改正：平成十九年六月二十七日法律第百二十号）さらに学校教育法施行規則（一部改正：平成二十年三月二十八日文部科学省令第5号）が示されているが、このことは上述の関係を明瞭に示しているものであろう。

まず、教育基本法について詳細にみてみよう。特記すべきことは、「第1章 教育の目的及び理念（教育の目標）第2条」である。この条文は次のように示されている。

「第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 1 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 2 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 4 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」

ここでは、これまでの教育基本法においての条項の見出しが「教育の方針」として示されていたが、「教育の目標」と変化している。さらに、条文の中味を吟味すると、「教育の目標」の具体的な項目に20を数える態度を示した目標（態度目標）が際立っている。さらに、新学習指導要領で強調されている「公共の精神に基づき」や「伝統と文化を尊重」、「我が国と郷土を愛し」が態度目標として掲げられており、その関連がうかがえる。

次に平成19（2007）年に改正された学校教育法についてみてみよう。まず、以下に示した「第2章 義務教育（教育の目標）第21条」の条文に注目したい。

「第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。」

この条文は、教育基本法第2条を直接的に受けるかたちで、義務教育の目標規定が10項目にわたって示されている。

たとえば、この小学校の「目標規定」に準じるもののが学校教育法第30条であり、この30条の第2項には、学力の構成要素が以下のように明記されている。

#### 「第4章 小学校〔教育の目標〕第30条

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

○2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。」

つまり、学力の重要な要素として、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」、「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などの能力」、「学習意欲」が法律として示されているわけである。さらに「活用」の語がここで登場していることにも注目する必要がある。この規定は、新学習指導要領「総則」第一、教育課程編成の一般方針にも同様の記述がみられる。(「学習意欲」は学習指導要領では「態度」とされている。)

### 3. 「生きる力」の基本理念と新学習指導要領における学力

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」(平成20年1月17日)では、現行学習指導要領の理念や趣旨を継承し、その取り組みの方策が変更されていることが示されている。

「生きる力」をはぐくむという基本理念が新学習指導要領においても継承されていることを文部科学省ではパンフレットを作成し「『理念』は変わりません『学習指導要領』は変わります」のコピーで新しい学習指導要領の基本コンセプトを明快に示すことに努力した。(文部科学省初等中等教育局教育課程課発行、平成19年11月)

このたびの平成20(2008)年度中央教育審議会答申では、「生きる力」の基本理念を新学習指導要領のもとで実現するための具体的な手立てが必ずしも十分ではなく、いくつかの課題があったことを以下のように述べている。

「第一に、これからの中学生たちに「生きる力」がなぜ必要か、「生きる力」とは何か、ということについて、文部科学省(文部省)による趣旨の周知・徹底が必ずしも十分ではなかったことなどにより文部科学省と学校関係者や保護者、社会との間に十分な共通理解がなされなかった。」

「第二に、子どもの自主性を尊重する余り、教師が指導を躊躇する状況があったのではないか。」

「第三に、現行学習指導要領は、各教科等で得た知識や技能等が学習や生活において生かされ総合的に働くように、体験的な学習や問題解決的な学習を重視する総合的な学習の時間を創設したが、学校教育全体で思考力・判断力・表現力等を育成するために各教科と総合的な学習の時間との適切な役割分担と連携が必

ずしも十分に図れていないことである。」

「第四は、子どもたちの思考力・判断力・表現力等をはぐくむため、教科において、基礎的・基本的な知識・技能の習得とともに、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動を行うためには、現在の小・中学校の必修教科の授業時数は十分ではない。」

「第五として、学校教育における子どもたちの豊かな心や健やかな体の育成について、社会の大きな変化の中で家庭や地域の教育力が低下したことを踏まえた対応が十分ではなかった。」

我々はこれらの課題を主体的に受け止め、「生きる力」の育成に努めなければならないのであるが、特に学校における学習指導の実際においては、各教科と総合的な学習の時間の役割分担と連携、「基礎的・基本的な知識・技能の習得」とその知識・技能の「活用」の課題について詳細な計画、検討が必要である。

では、今回の「生きる力」は、現行の学習指導要領と同様であろうか。ここでは「生きる力」がはじめて示された平成8(1996)年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」をみてみることとしよう。

この答申では、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などを「生きる力」であると示している。その後平成15(2003)年に一部改正が行われ、それが現行学習指導要領であり、「生きる力」や「確かな学力」を重視するものとなっている。しかし、この時も「生きる力」の方針は変わっていない。新学習指導要領においては、この現行学習指導要領の趣旨、理念を継承、推進するものである。

この背景には「知識基盤社会」の時代の中にあって「生きる力」を育むという理念が更に重要さを増しているということがあげられる。すなわち、平成8年の答申以降「知識基盤社会(knowledge-based society)」の時代といわれる社会の構造的变化の中で、中央教育審議会答申で提唱されている「生きる力」が次代を担う子どもたちに必要な力があるとしている。

今回の中教審答申では、「生きる力」にかかわってキーワードであるこの「知識基盤社会」の特質について次のように例示している。

「①知識には国境がなく、グローバル化が一層進む、②知識は日進月歩であり、競争と技術革新が絶え間なく生まれる、③知識の進展は旧来のパラグラムの転換を伴うことが多く、幅広い知識と柔軟な思考力に基づく判断が一層重要になる、④性別や年齢を問わず参画することが促進される。」

このような社会構造の大きな変化は、知識の国家競争を一層加速させることとなる。したがって我々は国際社会に生きる日本人として、世界各国との共存、共栄を進めることができこれまで以上に必要なのである。このような観点から「生きる力」の理念は、我が国の今後の教育の理念として共有されるであろう。しかし、今回の新学習指導要領のもとでの「生きる力」は、OECD(経済協力開発機構)によるPISA(生徒の学習到達度調査)の学力観に影響を受けているといってよい。すなわち、「主要能力(キー・コンピテンシー)」概念に準じた「実社会・実生活に生きる力」といった学力観としての特徴をもっている。

そもそも平成8(1996)年の中教審答申で示された「生きる力」がPISA(生徒の学習到達度調査)の学力観に酷似していることは、以下の平成20(2008)年の中教審答申「『生きる力』は、その内

容のみならず、社会において子どもたちに必要となる力をまず明確にし、そこから教育の在り方を改善するという考え方において、この主要能力（キー・コンピテンシー）という考え方を先取りしていたと言ってもよい。」の文言からも周知のことであるが、実社会・実生活を一層強調し、明確にした点は特記すべきところであろう。さらに今回「生きる力」の中核として強調され、位置づけられた「確かな学力」については、「全国学力・学習状況調査」の調査結果が密接に関係している。

以上のように、今回の学習指導要領においては、「生きる力」の理念、方針は変わらないが、しかし「生きる力」の育成を具現化していくためのその方策については、さきに述べた諸課題を十分に踏まえ、これまでのままではなく、修正、補完したものといえる。このことで重要な要素といえるのが「PISA（生徒の学習到達度調査）」と「全国学力・学習状況調査」結果である。したがって、PISAを中心とした学力の国際標準への志向ならびに「確かな学力」に関わっての「全国学力・学習状況調査」については次の項で取り上げてみることにする。

#### 4. OECD（経済協力開発機構）による PISA（生徒の学習到達度調査）の調査結果と新学習指導要領

今回の学習指導要領の改訂においては、学力の国際化、国際標準への対応が目ざましいものとなっている。この調査結果については「読解リテラシー（reading literacy）」において 2000 年に実施された調査では第 8 位、2003 年実施調査では 14 位に後退し、その平均点の落ち込み幅が各国間で最大、さらに本調査参加国の平均程度の得点結果となり、教育関係者にも大きなショック（PISA ショック）を与えた。

この PISA（生徒の学習到達度調査）のねらいは、義務教育修了時点で将来の生活に必要な学力がどの程度身についているのかを見るもので、ただ単に学校のカリキュラムの内容を習得したか否かというだけでなく、成人後の生活に必要とされる重要な知識・技能をどれだけ習得しているかをみることを目的としているものである。すなわち、知識の習得を踏まえて、その知識をいかに活用できるかが中核に据えられているといえる。さらに知識・技能の習得、活用の状況を把握すると同時に、この調査が実施される子どもの学習環境や態度、家庭、学校での学習環境等の情報をも考慮し、分析を行っていることも特徴としてあげられる。

PISA（生徒の学習到達度調査）での学力は、主要 3 分野、読解リテラシー、数学リテラシー、科学的リテラシー、および問題解決能力において評価がなされ、ここでの調査内容は、プロセスの習熟、概念理解、各分野の種々の状況に対応するコンピテンシーの評価に力点をおいている。

さきに述べたように PISA の調査結果を踏まえて、文部科学省は特に「読解力」については、平成 17（2005）年「読解力向上に関するプログラム」の策定、学校での指導資料として、『読解力向上に関する指導資料』を作成した。さらに、平成 18（2006）年 6 月には「言語力育成協力者会議」をスタートさせ、PISA の読解力を念頭において「言語力」育成について議論し、今回の学習指導要領に大きな影響を与えた。

また「科学リテラシー」を例にとってみると、日本は「科学リテラシー」の得点について国際的にみて、上位であるという調査結果がでているが、ここでもやはり活用力、応用力などの能力に関しては課題を残している。

さらに、これまで IEA（国際教育到達度評価学会：International Association for the Evaluation of Educational Achievement）の TIMSS（国際数学・理科教育動向調査：Trends in International Mathematics and Science

Study) 2003 年の調査結果からも明らかであるが、科学の各分野に対する興味・関心が軒並み低いということである。むしろこの結果の方が我が国の教育をめぐる大きな課題ともいえる。PISA や TIMSS の調査結果のみが国際標準の絶対的なものであるとは必ずしもいえないが、我が国の学習指導においては、今後もこれらの調査結果を客観的に捉える資料として詳細に分析し、十分活用することが必要であろう。

## 5. 新学習指導要領の「確かな学力」と「全国学力・学習状況調査」

平成 19(2007) 年より「全国学力・学習状況調査」が実施されたが、これは以前に行われていた全国学力テストの中止から 43 年ぶりの全員調査の復活であった。この調査は周知の通り、調査対象を小学校第 6 学年、特別支援学校小学部 6 学年および中学校第 3 学年、中等教育学校第 3 学年、特別支援学校中学部第 3 学年を対象として実施されている。

調査内容としては、教科に関する調査と生活習慣や学習環境に関する質問紙調査の 2 調査からなる。教科に関する調査については、主として「知識」に関する問題と、主として「活用」に関する問題の 2 種類に分けられ、それぞれ国語、算数・数学の教科で実施されている。

生活習慣や学習環境に関する質問紙調査は児童生徒に対する調査と学校に対する調査が実施されている。この調査内容の特徴としてまず第一にあげられることは、PISA(生徒の学習到達度調査)の影響を大きく受けているということであろう。つまり、さきに述べたように「知識」の部分と「活用」の部分に問題を区分し、調査結果を各自に出し明瞭化した形式になっている。

今回の学習指導要領の改訂においては、「確かな学力」が眼目となっているが、この「全国学力・学習状況調査」の結果が影響していると言ってよい。すなわち、「知識・技能の習得」と「思考力等の働き」との相関が高いことが明らかになったことである。したがって、「確かな学力」を育てるためには、「基礎的・基本的な知識・技能」を確実に習得し、定着を図り、その上でよりよい思考力等が育まれるということである。このことが中核となる「確かな学力」を子どもたちにはぐくむための具体的な方策を決定づけるキーポイントとなるのである。具体的には、質の高い「活用」のためには、しっかりとした「基礎的・基本的な知識・技能の習得」は必要不可欠であり、「活用」が充実したものとなることによって本来の意味においての「基礎的・基本的な知識・技能の習得」がなされ、学力として定着することになるのである。

今後新学習指導要領のもとで、実際の教育活動を進める上では、この調査を十分に活用することが必要であろう。特に各学校において、教師は本調査結果を踏まえて教育内容や指導方法等の課題に詳細なプランのもとで取り組むことが重要である。

## 6. おわりに——習得・活用・探求による学習指導の課題——

これまで新学習指導要領の基本理念と特徴、さらにそこでの学力観や学力の基本的な枠組み等を中心に述べてきた。最後に学力の三要素とかかわって、学習指導の方向性としての「習得」、「活用」、「探求」の学習の課題について少々述べておきたい。

これまでにおいても「習得」、「活用」が教科の学習で「探求」が「総合的な学習の時間」であるといった限定した解釈もなされているようであるが、学習の実際においてはそれぞれの教科のなかでも「探求」の学習が、また、「総合的な学習の時間」の中にも「習得」の場面が存在するということである。たとえば、

それぞれの教科の学習においても、子どもが学習の過程の中で子ども自身の興味・関心から、テーマや課題を設定し深めていく学びもあれば、「総合的な学習の時間」においても学習を進めていく中で、「習得」の要素がさまざまな場面で出てくることもある。したがって「習得」、「活用」、「探究」はそれぞれの特徴をもっているが、その上でどのようなレベルで、どのような内容を指しているのかを区別し、学習指導要領を行わなければならない。特に新学習指導要領をめぐっての実践的な課題としては、「活用」が大きな鍵を握っていると考えている。答申においても「習得」と「探究」の間に、「活用」を位置づけることの大切さが強く示されている。

そもそも、「習得」と「探究」は、学習の型、学習サイクルであるが、今回示されている「活用」は、学習の型として位置づけられるのだろうか。しかし、この議論を越えて、「習得」と「探究」の間に、「活用」をあえて位置づけたことには「習得」を知識・技能を身につけるだけのもの、ドリルや、単純な反復学習のみで考えられるものではないということ、「探究」についても単なるテーマを決めて子ども自身で進めていく学習ではないということを明確に示したことは大きな意味を持っている。

新学習指導要領のもとでの学習指導を進めるにあたっては、「習得の重視」と「探究の重視」を両極のように分極化して考える構図を打破しなければならない。新しい教育課程の運営においては、各教科と「総合的な学習の時間」が、日頃の授業の中での「活用」の充実によって対立関係を超克し、よりよい統合をみなければ、「生きる力」の特に、学力面での「確かな学力」は子どもたちにはぐくまれることはないだろう。

## 引用・参考文献

- ・ 中央教育審議会『幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について』(答申) 2008年1月17日
- ・ 文部科学省『小学校学習指導要領』2008年3月
- ・ 国立教育政策研究所監訳『PISA 2006年調査評価の枠組み——OECD生徒の到達度調査』ぎょうせい 2007.
- ・ 文部科学省編『読解力向上に関する指導資料——PISA調査(読解力)の結果分析と改善の方向』東洋館出版社 2006
- ・ 国立教育政策研究所編『TIMSS 2003 理科教育の国際比較——国際数学・理科教育動向調査の2003年調査報告書』ぎょうせい 2005年
- ・ 森山賢一(2009)「学習指導要領改訂と学校における教育計画策定上の課題」教育実践学会研修会講演資料